

★税金の滞納は許しません!!★

税金は納期限内納付が基本原則です!

税は、私たちの生活に欠かすことのできない公共サービスや、公共施設の維持管理等に必要な財源の中心となることも大切なものです。

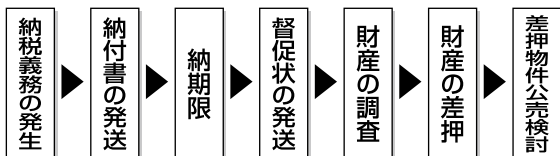
本町の平成21年度における町税徴収率は、現年度97.4%、滞納分32.3%、合計で92.3%となっています。近年徴収率は伸びてきましたが、まだまだ全国平均（平成20年度93.6%）に達していません。

西原町では、税の公平性を確保するためにも、資力のある滞納者に対しては、税法の規定に則りこれまで以上に厳格な滞納整理を進めています。

具体的には、滞納処分（差押＝強制徴収手続）を強化し、今年度からは、過去の滞納分のみならず、現年度分についても納期毎に差押を実施しています。

なお、納期内に納められない事情のある方については、相談に応じますので、「納期限内納付」と「滞納整理強化」について、ご理解とご協力をお願いします。

納期限内に納付がなかった場合は、次の流れにより処分されます。



Q 借金があるから税金が納められないのですが？

A 税金は個人債務より優先されます。  
地方税法第14条では、税金はすべての借金などに優先すると定められています。

Q 納税相談したいんだけど、仕事の都合で開庁時間内に行くことができません。

A 事前に連絡していただければ、時間外でも対応いたします。

なお、ご自身で納付する時間がない方には口座振替をお勧めしています。

Q 税金を滞納して何か不利益があるの？

A 税金を滞納すると、下記のような不利益が発生します。  
・補助金や融資などの行政サービスに制限がかかります。  
・財産調査が行われ、勤務先や各金融機関などにあなたが滞納している事実が知らされます。  
・滞納処分が執行され、あなたの大切な財産を失う恐れがあります。

Q 小額滞納でも滞納処分するの？

A 滞納税額の大小は関係ありません。「小額の滞納だから差押えられないだろう・・・」という考えはおやめください。

Q 滞納処分の前に自宅訪問しないの？

A 滞納処分を執行するにあたり、自宅訪問して納税を催告することは原則として行いません。税は、納期限内での自主納付が大原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分の対象となります。

Q 本人の許可なく財産を勝手に調べられた。プライバシーの侵害にならないの？

A 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づきすべての調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける勤務先の事業所・金融機関などの関係機関は、協力しなければなりません。これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。

お問い合わせ：総務部 税務課 徴収係 ☎945-4729(内線144・146)

平成22年度 町・県民税 2期分の納期限は、8月31日(火)となっています。

納め忘れのないよう、期限内納付をよろしくお願ひします。

町税の納付は便利な口座振替を利用しましょう。

また、固定資産税 1・2期分、軽自動車税、町・県民税 1期分をまだ納付されていない方は、お早めに納めてください。町税の未納・滞納が続きますと滞納処分される場合があります。

平成22年度各町税目の納期

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	8月31日	11月1日	平成23年1月31日
固定資産税		4月30日	8月2日	12月27日	平成23年2月28日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ：総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

住民基本台帳カードについて

★ 無料交付は平成23年3月交付分までです。

(ただし、再交付については手数料が必要です。)

市町村が交付するICカードのことです。種類は、「写真つき住基カード」と「写真なし住基カード」の二つがあり、希望するカードを選択できます。特に「写真つき住基カード」は、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用できます。



写真つき住基カード



写真なし住基カード

■住基カードの申請……本人が来庁し、本人であることを確認できるものを持参してください。(運転免許証、パスポート、顔写真つきの官公庁発行の身分証明書等) 顔写真つきの住基カードの場合は、たて4.5cm、よこ3.5cmの写真が必要です。

※顔写真つきの官公庁発行の身分証明書が無い場合は、申請日当日に交付はできません。また官公庁発行の身分証明書が無い場合は、本人を確認するための文書を自宅あてに郵送します。その文書とあわせて保険証などを再度、窓口を持参してください。

★手数料について……平成23年3月までは無料です。

ただし、紛失などによる再交付の際は手数料(500円)が必要です。

★有効期限について…住基カードの有効期限は発行日より10年間です。

お問い合わせ／総務部 町民生活課 ☎945-5012 FAX:946-6086

北那覇税務署からのお知らせ

～個人事業者の方へ(消費税及び地方消費税の中間申告と納付について)～

消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、平成21年分の確定消費税額(※地方消費税は含みません)が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※「平成21年分の確定消費税額」とは…平成21年分の確定申告により確定した消費税の年税額のこと  
(申告期限後に確定、修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額)

中間申告及び納付の期限について

☆中間申告及び納付期限…平成22年8月31日(火)まで

※確定消費税の年税額により、申告及び納付回数が変わります。中間申告・納付の方法、回数、納付税額については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の納付には、便利な振替納税を是非ご利用ください。振替納税を利用するために必要な振替依頼書は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードできます。

詳しいお問い合わせは、北那覇税務署 ☎877-8787まで